

[事案 21-31] 年金(配当金)請求

- ・平成 21 年 6 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

終身保険の保険料払込満了時に年金コースを選択した場合、基本年金年額は変動しないとの説明を受け、それを信用して加入した経緯があり、設計書記載の「基本年金年額」を支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 62 年 6 月、終身保険に加入したが、営業担当者より提示された保険設計書には、保険料払込満了時の保険金の受取方法として、老後設計資金プラス一生涯保障コース、一括受取コース、一生涯年金コースの 3 つの受取方法が記載され、の基本年金年額として「約 114 万円」と記載されていた。

設計書を提示された際に、営業担当者から、「増加年金は変動するので分かりませんが、基本年金額の 114 万円は受け取れます。一生変わらない部分は黄色で色分けをしておきます」と言われ、「15 年確定年金」(定額型)の「基本年金年額約 114 万円」と記載された場所に黄色のマーカーが塗られた設計書を渡されたため、設計書記載の基本年金(注)年額 114 万円は、確定的に受け取れると思って、申立契約を締結した。

(注) 当該保険商品の終身保険から年金コース移行した場合の「基本年金」は、終身保険の配当金により生存保険を買い増しして、保険料払込満了時の生存保険金を年金原資に充当する仕組みとなっている。

ところが、平成 21 年 6 月に保険料払込満了を迎え、保険会社から「払込満了お知らせ通知」が届き保険会社に確認したところ、15 年確定年金では基本年金は 61 万円しかないと言う。15 年確定年金の基本年金年額 114 万円が支払われるとの営業担当者の説明を信用して契約したのであり、15 年確定年金の基本年金年額 114 万円を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の請求には理由がなく応ずることは出来ない。

- (1) 本件契約の取扱者が、基本年金年額は変動しないとの説明を行った事実はない。そもそも、保険設計書の黄色のマーカーを、いつ、誰が引いたかは明らかでなく、取扱者が、黄色のマーカーを引いたと断定するまでは出来ない。また、保険設計書の基本年金年額部分に黄色のマーカーが引かれているからといって、それが一生変動しないものを意味していると言えるのか、疑問である。
- (2) 保険設計書の右下部分には、「上図の 内の配当数値(老後設計資金、長寿祝金および年金年額)については、当商品の営業案内にもご説明のとおり、今後変動することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」(は緑で塗られている。また、ゴチック部分は原文も強調するためゴチックとなっている)と、記載されており、年金年額が変動することは明記されている。
- (3) 万に一つ、取扱者が誤った説明を行っていたとしても、次の 2 つの理由からも申立人の主張は法的に成り立たない。

生命保険契約は附合契約性を有するものであり、本件保険契約の契約内容は申立契約の普通保険約款によって定まる。同約款によれば、年金の原資は、解約返戻金および老後設計資金(生存保険金)であり、老後設計資金(生存保険金)は配当金によって買い増される仕組みとなっている以上、配当金が支払われない場合は、生存保険の買い増しはなされないのであり、それを原資にした基本年金年額が確定額であるはずはない。

営業職員は、保険契約の媒介を行うに過ぎず、保険契約の締結権限を有するものではない。そのため、営業職員が契約締結権限を有することを前提とする主張は誤っている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立人および保険会社から提出された書類にもとづいて審理を行った結果、下記理由のとおり、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 生命保険契約は、附合契約（注）であり、その内容は約款にしたがって規定されるものである。申立契約の約款によれば、申立人が保険金の受取方法として選択した「一生涯年金コース」とは、保険料の払込満了時(60 歳時)に終身保険の責任準備金と老後設計資金等の生存保険金を原資に、年金保険に移行する方法である。老後設計資金は、社員配当金で買い増しされる生存保険金であるため、年金年額が契約締結当初から確定しているわけではない。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことで、相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。

(2) 契約締結前に、営業職員が申立人に示した保険設計書においても、「上記 内の（内は緑色に塗られており、 の中に基本年金年額「約 114 万円」との記載がある。）配当数値（老後設計資金・長寿祝金および年金年額）については、当商品の営業案内にもご説明のとおり、今後変動（増減）することがあります。従って、将来のお支払いをお約束するものではありませんので、ご注意ください。」と記載されており、保険設計書の基本年金年額については、確定的なものではないことが、明確に示されている。

(3) 申立人は、勧誘時に、営業職員が、「一生変わらない部分に黄色で色分けをしておきます。」と言って、基本年金年額約 114 万円の部分を黄色で色分けをしたことにより、保険会社に基本年金年額 114 万円の支払義務が生じたかのような主張をしているが、いつ誰がどのような趣旨で黄色のマーカーを当該部分に引いたのかははっきりせず、保険設計書に記載された前項の文章からしても、申立契約締結前に、営業職員が、前項の文章に明確に反して、満期時以降の基本年金年額が 114 万円に確定していると説明したことを認定することは出来ない。仮に営業職員がそのような説明を行ったとしても、営業職員には基本年金額を保証する権限はない。

(4) 保険設計書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることは、申立人の老後の生活設計に支障を生じさせることはよく理解出来るが、その主たる原因は、いわゆるバブル経済崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、また多くの他の生命保険契約においても同様の事態を生じているところであって、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるをえない。